



- 手すりがあると、安心して立ち上げられる
- 歩行器で、外出がしやすくなる
- 夜に自動で点灯するライトで、転倒予防
- 滑りにくい靴で、移動の不安が減る

## 高齢の人の暮らしを支える できることを続けるための工夫



- 段差解消スロープで、移動がスムーズに
- コミュニケーション機器で、思いが伝えやすくなる
- 姿勢を支えるイスで、活動に集中しやすくなる
- 使いやすい箸やスプーンで、自分で食べる喜びが広がる



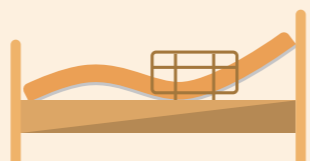
## 障害のある人の 生活のしやすさ・参加のしやすさを 高める多機能な用具

- 体を安定させるイスで、遊びや学びがしやすい
- 補装具や歩行器で、外へ出る経験が増える
- 伝える手段を広げる機器で、コミュニケーションが豊かに
- 握りやすいスプーンで、「自分でできた!」の積み重ね



## 子ども の成長を 後押しするやさしい工夫

# 福祉用具を使うと、 どんなふう に暮らしが 変わるの？



# 購入する

### 一時的に

骨折など

社会福祉協議会や公的機関では、車いすなどを短期間貸し出してくれる場合があります。

### 長期的に

高齢者

役所の高齢福祉課や地域包括支援センターに相談し、介護認定申請を受けることで、介護保険を使った福祉用具の貸与が可能です。

### 障害がある場合

障害福祉課で相談のうえ、給付決定後に「障害者総合支援法(日常生活用具給付等事業)」を利用して福祉用具の貸与が受けられます。



福祉用具の一部負担での購入は、自費購入より割安で済むことが多く、身体や生活状況に合った選定ができる利点もあります。

### 入浴・排泄関連など、 肌に直接触れる用具

介護認定を受けていれば、指定された物品を一部負担で購入できます。

### 障害者手帳を持っている場合、 指定難病にかかっている場合

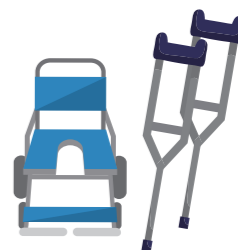
「補装具費支給制度」により、一部負担で必要な用具を購入することができます。

※制度の対象とならない場合は、自費で購入することができます。

まずは  
相談から

迷ったら以下の窓口へ。福祉用具貸与・販売している事業所の「福祉用具専門員」にもぜひ、相談してください。  
・自治体の高齢者窓口・障害者窓口・地域包括支援センター・福祉用具貸与・販売事業所

# 借りる



制度を活用すれば、必要なときに必要なものを使い、不要になれば返却できるという柔軟な対応が可能。福祉用具貸与は、お財布にも地球にも優しい選択肢。ぜひ制度を活用して、賢く利用しましょう。

# 使いたいとき、どいつすれば？

